

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百六十七条の二第三項に規定する適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算出については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第八章第二節第二款第七目の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。